

改 正 案	現 行
<p>（国庫が支弁する都道府県警察に要する経費）                  第二条 法第三十七条第一項の規定により、同項各号に掲げる経費で、                  国庫が支弁するものは、次に掲げるものとする。                  一～七（略）                  八 次に掲げる犯罪の捜査に必要な旅費、物件費、捜査費その他の経費                  費                  イ ソ （略）                  ツ 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）に規定する犯罪、危険運転致死傷の犯罪、同法第二条第一項第八号に定める車両の運転に係る業務上過失致死傷の犯罪又は自動車運転過失致死傷の犯罪のうち、高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。第七条の二及び第七条の三第一項において同じ。）又は道路交通法第百十條第一項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路（第七条の三第一項において「自動車専用道路」という。）に係るもの                  ネ・ナ（略）                  九・十（略）</p>	<p>（国庫が支弁する都道府県警察に要する経費）                  第二条 法第三十七条第一項の規定により、同項各号に掲げる経費で、                  国庫が支弁するものは、次に掲げるものとする。                  一～七（略）                  八 次に掲げる犯罪の捜査に必要な旅費、物件費、捜査費その他の経費                  費                  イ ソ （略）                  ツ 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）に規定する犯罪、危険運転致死傷の犯罪又は同法第二条第一項第八号に定める車両の運転に係る業務上過失致死傷の犯罪のうち、高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項に規定する道路をいう。第七条の二及び第七条の三第一項において同じ。）又は道路交通法第百十條第一項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路（第七条の三第一項において「自動車専用道路」という。）に係るもの                  ネ・ナ（略）                  九・十（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（指定自動車教習所の指定の基準） 第三十五条 法第九十九条第一項第一号の政令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に三年以上あつた者その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 自動車等の運転に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八条の二の罪、同法第二百一十一條第二項の罪又は法に規定する罪（ロに掲げる罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（指定自動車教習所の指定の基準） 第三十五条 法第九十九条第一項第一号の政令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に三年以上あつた者その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 自動車等の運転に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八条の二の罪、同法第二百一十一條第一項の罪又は法に規定する罪（ロに掲げる罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者</p> <p>2・3 （略）</p>